

## 益城町の宅地復旧支援業務について（宅地耐震化推進事業）

派遣先 益城町 復旧事業課 宅地復旧係  
所属 危機管理室 危機管理課  
氏名 佐藤 涼一  
活動期間 平成29年4月1日～（継続中）

### 1 現地での業務

益城町に派遣となり2年が経過します。担当業務は引続き、平成28年熊本地震で被災した宅地を公共事業（宅地耐震化推進事業(国交省)の一事業である大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（以下、「本事業」という。））により復旧するものですが、私有財産である宅地を個人負担無しに公共が直すという非常に特殊な事業です。

本事業は、3,000㎡以上の盛土造成地内に10戸以上の家屋が存し（以下、「大規模事業」という。）かつその区域内で滑動崩落（宅地の地すべり）現象が確認されることが採択要件となります。

また、本事業は、熊本地震後に制度拡充がなされ、避難路等に面する宅地で2m以上の盛土（擁壁）上に2戸以上の家屋が存する小規模な盛土造成地（以下、「拡充事業」という。）にも本事業が適用されることとなりました。

一方、益城町にはそもそも純然たる盛土造成地（土地区画整理や開発行為により造成された一団の宅地）が少なく、本事業の適用にあたり国交省との協議は困難を極めました。

しかしながら、傾斜地においては現に滑動崩落の現象が認められ、被災宅地危険度判定により、危険(赤)・要注意(黄)と判定された宅地は3,700超あることから、本事業の適用範囲拡大のため、町内全域において地質調査を実施しました。

その結果、益城町の宅地地盤の多くが阿蘇山由来の火山灰質粘性土(黒ボク・赤ボク・灰土)で構成され、これらが大きな地震動により軟化(流動化)し、大規模な宅地の滑動崩落が発生した事が解明され、純然たる盛土造成地ではなくても本事業が適用されることとなりました。

このことにより、本事業の適用地区数（宅地数）は、「大規模事業」が39地区（約220ha、1,717宅地）、「拡充事業」が21地区（36宅地）となり総事業費約150億円の一大事業規模となりました。

### 2 現地での活動経過

1年目は、前記のごとく、ほぼ被災宅地の調査とそれに基づく本事業の適用地区拡大のための国交省協議に終始しましたが、大規模事業の適用範囲を大幅に拡大（当初11地区から39地区）することが出来ました。

また、拡充事業対象地では、6地区(14宅地)の工事を発注出来ました。

2年目は、本事業進捗の道筋をつけるために重要な一年と位置付け業務に取り組み、大規模事業は24地区の工事発注（約62億円）と、拡充事業は残り15地区の工事を

発注（約 3 億円）することが出来、うち 13 地区を竣工することが出来ました。

#### 大規模事業（辻の城 1 地区）



【着工前】 H30. 8



【施工中】 H31. 1 中旬

#### 拡充事業（下陳 1 地区）



【着工前】 H30. 3



【竣 工】 H30. 9

### 3 現地での業務で困難であった点や改善すべき点

業務で困難なことは、本事業の特殊性（私有財産である宅地復旧を公共が実施すること。）に起因するものであり、以下の 3 点を痛切に感じています。

- ① 個別協議の困難性：本事業の実質対象数は、個人施工や他公共事業（県急傾斜地事業・地がけ事業等）により復旧済みの箇所を除く約 1, 200 宅地となりましたが、私有財産の復旧であるため地区単位の住民説明会はもとより、土地所有者との個別協議無しに、本事業を進めることは出来ません。土地所有者の都合を最優先としながら協議することは簡単な作業ではありません。



【住民説明会の様子】

- ② 工事発注の特殊性：本事業は、“被災者の生活再建最優先”を掲げる災害復旧事業の根幹をなすものです。宅地が復旧されなければ住宅再建は出来ず、早期の仮設住宅住み解消のため、早急な宅地復旧が望まれています。

そこで一般的な宅地工事なら一宅地毎の工事発注となるところを、本事業では地区単位で約30～100宅地をまとめて一工事として発注します。

さらに、概略設計の段階で発注し請負業者が決まるまでの間（一般競争入札手続き期間：約2ヶ月間）に修正し詳細設計に整えるという、特殊な手法を選択しました。発注図が概略設計図なので入札業者からの質問も多く、請負契約締結後の協議も頻繁に行わなければなりません。

- ③ 基金事業（個人復旧）との公平性：住宅再建を支援する事業の一つに熊本県の基金を活用した宅地復旧支援事業（以下、「基金事業」という。）があります。基金事業は個人で宅地を復旧した方が対象で、対象工事費（最大1,000万円）の50万円を超える額の2/3を助成するものです。

このため、個人負担のない本事業との差による苦情が多数あり、この対応は大変辛いです。本事業と基金事業が同時スタートであれば、このような苦情は減ったものと推察しますが、本事業は基金事業から約1年遅れて正式に採択されたため、致し方ありません。

一方、本事業の対象者からの苦情も少なからずあります。誤解を恐れずに言えば、感謝されこそすれ文句を言われる事業ではないと思います。

しかし、本来、土地所有者が負うべき私有財産である宅地復旧を、公共事業として実施する事となった途端、“私有財産の自己責任”を忘れた過度な苦情や要求（施工時期の個人的要求。⇒もっと早くしろ！、擁壁復旧箇所への過剰な要求。⇒もっとこーしろ！あーしろ！、さらに公務員への批判・苦情も・・・）これらへの対応は筆舌に尽くし難いものがあります。

それでも、ぐっと堪えて・耐えて・我慢して、丁寧に説明していくよりほかに前に進む道はありません。

#### 4 活動を通して印象に残ったこと

発災から3年が経過しようとしている現在、道路・公園・河川・橋梁等の公共インフラの復旧工事は8割方終わろうとしています。これらは目に見える形で復旧が進んでいるので担当職員に限らず我々も住民も励みになっていると思います。

しかしながら、担当する宅地復旧事業は正にこれから！の状況であり、目に見える形で・・・、とは未だいきませんが、これからが本当の正念場です。

本格的な宅地復旧工事が各地区で進むなか、あらゆる事業が県内業者だけでは進まなくなっており、一般競争入札の条件が緩和され、全国クラスの業者も工事に参入できるようになってきましたので、これをしっかりと監理監督し、本事業を進めてまいりたいと思います。

復旧から復興へと各事業がシフトする時期にさしかかっていますが、災害公営住宅の建設や土地区画整理事業・都市計画道路事業をはじめとして、ともすれば益城町の復興の遅れが指摘・非難されることが見受けられます。

しかし、地元職員・任期付き職員・我々派遣職員・常駐コンサル等々が一丸となって復旧・復興のために身を粉にして頑張っています。

皆がそうしているように、どんな困難があろうとも常に全てのことに感謝の気持ちを忘れずに取組んでまいりたいと思います。

#### 5 現業務の視点で本市の防災に必要なこと

昨年度も触れさせていただきましたが、本市が真に“災害に強い安全・安心なまち”づくりを目指すのであれば、本事業の盛土造成地変動予測調査とそれに基づく滑動防止対策工を実施すべきと思います。

昨年西日本豪雨では本市も甚大な被害を受け、その復旧に取り組まれていることと思いますが、本市の豪雨災害への備えは比較的良好ではないかと思っています。

だからこそ、大震災への備えとして前記した調査と対策工を適切に施すことができれば、さらに盤石な“災害に強い安全・安心なまち北九州”を築くことができるのではないかと思います。

#### 6 おわりに

益城町の復旧事業はほぼ3年が経過し、私が担当する宅地復旧事業も実質2年が経過しようとしています。町の復旧・復興は正にこれからの2年が勝負であり正念場であるとみています。

今後とも益城町のため、なканずく熊本の復旧・復興のために係ることができれば、と思っているところです。

近年の我が国は正に“災害列島日本”、地震災害も豪雨災害も毎年当り前のよう発生していますが、復旧・復興の途上に事業進捗の妨げとなるこれらの天災はもう要りません。

今年こそ、何事もない平穏な年になってほしいと切に願うところです。